

令和7年第2回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和7年6月4日（水曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長 小川ひろみ	副 村 長 鹿野 浩
教 育 長 丸田 浩之	代 表 監 査 委 員 和泉 文雄
総 務 課 長 後藤 広之	企 画 財 政 課 長 渡邊 愛
住 民 生 活 課 長 森田祐美子	税 務 課 長 早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長 金刺 隆司	産 業 振 興 課 長 補 佐 鈴木 智義
都 市 建 設 課 長 浅野 宏明	学 校 教 育 課 長 佐野 克彦
社 会 教 育 課 長 堀籠緋沙子	指 導 主 事 福田 美穂
会 計 管 理 者 堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長 小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美	次長 小原 昭子	主任 佐々木 涼太郎
------------	----------	------------

議事日程（第2号）

令和7年6月4日（水曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 同意第 2号 大衡村農業委員会委員の任命について

- 第 3 同意第 3 号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 同意第 4 号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 同意第 5 号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度大衡村一般会計予算の補正について)
- 第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について)
- 第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について)
- 第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正について)
- 第 10 議案第 29 号 令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 11 議案第 30 号 令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 12 議案第 31 号 令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 13 議案第 32 号 令和 7 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
- 第 14 報告第 1 号 専決処分の報告について
[大衡村税条例の一部を改正する条例について]
- 第 15 報告第 2 号 専決処分の報告について
[大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について]
- 第 16 報告第 3 号 令和 6 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 17 報告第 4 号 専決処分の報告について
令和 6 年度大衡村下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 18 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和7年第2回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番鈴木和信君、4番小川克也君を指名いたします。

日程第2 同意第2号 大衡村農業委員会委員の任命について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提案者の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

同意第2号、本村農業委員会の任命についてご説明を申し上げます。

現農業委員につきましては、議会の同意を得て令和5年7月20日に任命し、令和8年7月19日までの任期となっておりましたが、委員12名のうち、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員として任命しておりました蕨崎地区の橋本ユミコ氏が令和7年3月31日をもって退任されたことから、新たに衡上地区の細川美奈子氏62歳を任命したく、提案するものであります。

細川美奈子氏は農業委員として平成29年7月から令和2年7月までの3年間、また、農地利用最適化推進委員として令和3年1月から令和5年7月までの2年半の間務められるなど、地域の実情に精通し、誠実で高い識見と地域からの信望も厚い方であることから、本村農業委員会委員に任命したく提案するものであります。

なお、任期は令和7年7月20日から令和8年7月19日までの1年間となります。

以上、細川美奈子氏を本村農業委員会委員に任命したく存じますので、なにとぞご同

意を賜わりますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、起立により行います。

日程第2、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。細川美奈子君の任命について、同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、細川美奈子君を同意することに決定いたしました。

日程第3 同意第3号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 同意第4号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第5号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（高橋浩之君） 日程第3、同意第3号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第5、同意第5号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3件については、会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、同意第3号から日程第5、同意第5号までの3件を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提案者の説明を求めます。村長、登壇願ひます。

村長（小川ひろみ君） 同意第3号並びに第4号、第5号、固定資産評価審議委員会委員の選任について一括してご説明を申し上げます。

本村固定資産評価審査委員会委員が6月30日で任期満了となりますので、地方税法の

規定に基づき松原地区の佐々木 修氏、蕨崎地区の齋藤 久氏の再任と、新たに奥田地区の齋藤 浩氏の選任について同意を求めるものであります。

再任の佐々木 修氏は3期9年間、齋藤 久氏は1期1年間の委員歴があり、また、新たに提案いたします齋藤 浩氏は大衡村役場を退職後、大衡村教育長も務められるなど3氏ともに経験豊富で識見も高く、そして地域からの信望も厚い方々で、本村固定資産評価審査委員会委員最適者として選任いたしたく存じますので、ご同意を賜われますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、議案ごとに起立により行います。

日程第3、同意第3号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

お諮りします。佐々木 修君の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。したがって、佐々木 修君を同意することに決定いたしました。

日程第4、同意第4号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

お諮りします。齋藤 久君の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。したがって、齋藤 久君を同意することに決定いたしました。

日程第5、同意第5号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

お諮りします。齋藤 浩君の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。したがって、齋藤 浩君を同意することに決定い

たしました。

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度大衡村一般会計予算の補正について)

議長（高橋浩之君） 日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 改めまして、おはようございます。

それでは、承認第1号を別紙でご説明申し上げます。別紙の1ページをお開き願いたいと思います。

令和6年度大衡村一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正について規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,803万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,153万1,000円としたものでございます。

第2条は繰越明許費についてで、第2表で後ほどご説明いたします。

第3条は地方債の補正で、こちらは第3表で後ほどご説明申し上げます。

なお、専決日は令和7年3月28日付でございます。

それでは、まず繰越明許費についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

5ページ、第2表の繰越明許費の補正でございます。追加が1件でございます。こちらは商工振興総務費346万5,000円です。これは食料品等価格高騰支援事業ひら麻呂商品券分でございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

6ページ、第3表地方債の補正でございます。こちらは変更2件でございます。1件目の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、限度額を1億1,170万円から350万円を減額し1億820万円とするもの、2件目は辺地対策事業債で、4020万円から130万円を減額し3,890万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げますので9ページをお開き願いたいと思います。

9ページ、まず歳入についてでございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税から、飛びまして11ページの一番上の9款1項1目環境性能割交付金までにつきましては、額確定によるものでございます。

続きまして、12款1項1目地方交付税616万3,000円の増につきましては、説明記載のとおり特別交付税、こちらは3月21日交付決定通知に伴うものでございます。

13款1項1目交通安全対策特別交付金5万6,000円の減、14款1項3目衛生費負担金7,000円の減、4目消防費負担金25万円の増につきましては、能登半島沖地震への職員派遣に伴う災害救助分でございます。

12ページ、16款1項1目民生費国庫負担金は2節、3節、5節の各説明にあります事業に対する負担金の増分でございます。2項国庫補助金につきましても1目総務費国庫補助金、2目民生費国庫補助金、6目教育費国庫補助金、いずれにつきましても確定によるもので、内容は説明記載のとおりでございます。

13ページでございます。3項も額の確定による減でございます。3項2目の民生費国庫委託金についても額確定による減でございます。

7款1項1目民生費県負担金は、記載のとおり2節2事業、4節1事業の負担金の増額分でございます。

2項2目民生費県補助金129万7,000円の減は、1節から3節の起債事業への補助金の増減分でございます。3目衛生費県補助金につきましても2節、5節の補助金の減額分でございます。

14ページでございます。4目農林水産業費県補助金は3,000円の増、内容は記載のとおりでございます。次、6目振興総合補助金の減は実績による額確定で、記載3事業の減でございます。

18款1項2目利子及び配当金は記載のとおりでございます。

19款1項2目指定寄附金832万1,000円の増は、ふるさと納税個人及び企業版の増によるものでございます。

20款2項1目は財源調整による財政調整基金繰入金5,000万円の減額、5目はふるさと基金繰入金の増でございます。

15ページに移りまして、7目明神揚水機施設維持管理基金繰入金、8目赤水処理施設

維持管理基金繰入金、12目森林環境整備基金繰入金、それぞれ事業確定による減でございます。

22款4項1目雑入は、説明記載のコロナ接種助成金の実績による減額でございます。

23款1項村債は起債3件で、それぞれ事業費確定による減額となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、16ページでございます。歳出につきましても、補正理由につきましてもは全般的に事業完了、確定による減額が主なものでございます。

1款1項1目議会費、確定による減でございます。

2款1項1目一般管理費と6目企画費は財源の入替でございます。8目財政調整基金費はふるさと基金の積立金の増額が主でございます。

2項2目賦課徴収費は財源入替でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費も入替でございます。

17ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費は、説明記載の2事業の事業完了見込みによるものでございます。その主なものは18節の負担金補助及び交付金で、物価高騰対策給付金の減でございます。2目国民年金費は財源入替でございます。3目老人福祉費は記載4事業の完了、完了見込みによる補正でございます。4目障害福祉費は、18ページにかけてでございますが、こちらにも記載2事業分の減額でございます。

続いて、2項1目の児童福祉総務費は万葉すくすく子育てサポート事業、3目母子福祉費は母子・父子家庭医療費、5目児童保育費は子ども・子育て支援事業それぞれの委託料扶助費の減額でございます。6目児童福祉費は財源入替でございます。

4款1項1目保健衛生総務費も財源入替でございます。2目母子保健費は記載4事業の確定による減額で、主なものは19ページにかけまして19節の扶助費の記載事業分の減でございます。

続きまして、3目予防費は記載4事業の減で、主なものは12節委託料でコロナワクチンをはじめ各種接種委託の実績による減額でございます。

5款1項4目畜産振興費は財源の入替でございます。5目農地費は農業水利防災事業費確定に伴う14節工事請負費の減額分でございます。

20ページでございます。

2項1目林業振興費は24節の森林環境整備基金積立金分の増でございます。

6款1項商工費の1目商工総務費、2目商工振興費ともに財源の入替えてございます。

7款2項1目道路維持費は10節需用費修繕料の追加、2目道路新設改良費は記載2事業の完了に伴う額確定による減額でございます。3目橋梁維持費は完了及び繰越し確定による14節工事請負費の減額でございます。

続いて、21ページでございます。

4項4目定住促進費は18節負担金補助及び交付金の減額で、定住促進補助金の支出額確定による減でございます。5項1目住宅管理費及び2目定住促進住宅管理費、ともに10節の需用費修繕料の減でございます。こちらは村営住宅、定住促進住宅の修繕実績見込みによる減額でございます。

続いて、9款2項1目小学校の学校管理費は職員手当分の増でございます。

22ページに移りまして3項1目、こちらは中学校の学校管理費でございますが、財源の入替えてございます。4項社会教育費の1目及び2目につきましても、財源入替えてございます。5項3目学校給食センター管理費の減の主なものにつきましては、12節の委託料、当初計上しておりました排水処理除外施設油脂清掃が不要となったことによる減額でございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費の減、主なものは10節需用費の光熱水費、修繕料、実績によるものでございます。

23ページに移りまして、27節基金への繰出金の減額でございます。3目明神揚水機維持管理費は繰出金の減額分でございます。

最後に、13款1項1目予備費は財源調整でございます。

24ページ以降につきましては、給与費明細書でありますので、後ほどご確認のほどをお願い申し上げます。以上、ご報告申し上げます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 14ページの大衡村ふるさと寄附金832万1,000円でございますが、この詳細はどのようなになっているのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ふるさと寄附金832万1,000円の内訳でありますけれども、個人の分、追加分であります。222万1,000円を追加いたしまして、さらに企業版が610万円の追加ということで、832万1,000円の内訳についてはそのような、個人が222万1,000円、

企業版が610万円となっているものでございます。なお、ちなみに個人分としては当初450万円を見込んでいたというものでございまして、企業版のほうは当初でありますのでゼロで見ていたというものでございます。その増の分でございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 企業版につきましては村長の努力かと私はそう思いましたが、個人が220万円しかいかない、予定450万円だったこの減った理由というのがもし分かれば。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） すみません。説明が不足で理解が得られなかったのかと思うんですが、450万円当初でもう既に歳入として計上しておりまして、そこから222万1,000円がもっと来たということで、合計しますと672万1,000円になったということでございますので、減ったのではなく追加で増えた分を補正させていただいたということでございます。すみません。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 能力不足で言ったことがよく分からないので、もう少し詳しく。あと、610万円というのは村長の努力かと思ったんですけれども、それは違うんですか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 説明が何度も不足で申しわけありません。もともと歳入として見込んでいたものが450万円程度であろうということで、当初予算、令和6年度当初でふるさと寄附金の額を見込んでいたところなんですけれども、この3月、専決補正をする段階で672万1,000円が個人の分については見込まれたということでありますので、今回、その分222万1,000円分をさらに追加させていただいたということでございますので、思った以上に、予想していた以上に個人についてはふるさと納税があったということでございます。ですので、追加で今回補正させていただいたということでございます。

また、内訳としてお話し申し上げた企業版につきましては、昨年度、一昨年度とふるさと納税の返礼品が乏しい大衡村についてはなかなか個人の増が見込めないというところもありまして、しからば、企業が多数立地する大衡村としては企業さん方の協力をもられればということで企業立地セミナーなり、あとは金融機関が主催するそういった企業版のふるさと納税のセミナー等に村長自ら出席をさせていただいて、プレゼンテーションをさせていただいた効果が大きく出ているものと思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次、石川 敏副議長。

副議長（石川 敏君） 物価高騰対策給付金についてお尋ねいたします。今回、繰越しもやっておられますけれども、商品券の配付に関する業務だと思うんですけれども、歳出で17ページ、当事業の減額補正ということですから補助金として240万円減、内訳非課税世帯が210万円、子供給付加算分が24万円ということになっていますけれども、最終的に実績額、人数とかはどのような状況になっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それぞれ担当が異なりますけれども、今副議長おっしゃられたところの今回の繰越しの部分については、産業振興課の商品券事業でございまして、17ページという支出のほうのお話がありましたけれども、こちらの物価高騰対策のものはそちらとはまた別のものでもございまして、その辺、お間違いないようお願いしたいと思います。こちらは書いてありますとおり、社会福祉費のほうの非課税世帯への給付金、さらには子供がいらっしゃる家庭の加算分ということでございますので、先の話と後の話が異なっておりますので、そこをよろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 先ほどの石川議員の質問はそれだけで答えて、実績はどうなのかというのは。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 国の施策でございます住民税非課税世帯に対する物価高騰に対する給付金の実績についてでございますが、住民税非課税世帯には3万円の給付でございます。407世帯への給付が実績でございます。子供加算のほうは2万円の給付で44人に対しての給付でございました。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

副議長（石川 敏君） 今まで見込んだ世帯、それから人数より下回ったということだったでしょうけれども、当初見込んでいたとの差はどの程度あったんでしょうか。実績と当初の見込みとの差というのは、その辺の結果としてそういう実績だということですから、少なくなったという要因というのはどのように分析されているんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 当初、この事業が始まったときは非課税世帯を500世帯ほどということで予算化させていただきましたが、ただ、この予算化した状態ではまだ非課税世帯の対象者をある程度つかめない状態での予算計上でもございましたので、今まで何年かしている実績を踏まえて予算化をさせていただいた状態でございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次、佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 今回の専決処分承認第 1 号については、令和 6 年度最終補正ということで年度末に専決処分した内容で、1,803 万 5,000 円の減額。結果といたしまして、47 億 8,153 万 1,000 円の令和 6 年度大衡村一般会計の予算となったわけですが、既に 5 月 31 日の出納閉鎖時期を終えておるわけですが、もし手元があれば最終的に令和 6 年度の一般会計における執行残、剰余金です。どの程度になっておるのか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 大変申しわけありませんが、今手元にはその資料を持っておりませんでした。申しわけありません。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑がございませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について）

議長（高橋浩之君） 日程第 7、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） おはようございます。

それでは、承認第 2 号、別紙でご説明申し上げますので 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出そ

れぞれ501万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億818万7,000円とするものでございます。

専決処分の日は令和7年3月28日でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金501万7,000円の減、1節普通交付金2,026万円の減、2節特別交付金1,524万3,000円の増、実績によるものでございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から2項1目一般被保険者高額療養費までにつきましては、給付費等実績見込みによる減額でございます。

8ページをお願いいたします。

3項1目一般被保険者移送費から9ページ、4款2項1目特定健康診査等事業費までにつきましては、保険給付費等交付金の実績に伴う財源の入替でございまして。

7款1項8目保険給付費等交付金償還金5,000円の増額は、令和5年度国民健康保険災害臨時特例補助金交付額確定に伴う県補助金返還金でございます。

8款1項1目予備費は財源調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 歳出保険給付費の減額が大きい歳出減、これを受けて予備費に1,499万7,000円予備費に追加する補正内容になっておりますけれども、国保会計全体では501万7,000円の減額補正ですけれども、一般会計から7,629万2,000円繰入れしているわけです。そうした場合に、給付費の減額に伴う予備費に追加するのではなく、繰入金を減額するという予算措置は考えられなかったのか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 議員おっしゃるように、財政調整基金の繰入金を2,600万円ほど繰り入れております。当初予算で3,000万円予算計上しておりまして、この部分で400万円の残予算が出ておりますので、今回この専決補正予算におきまして財政調整基金の繰入れの400万円ほどの減額も本来であればすべきだったと認識しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） ですね。ということで、どうして繰入れする予算措置の考えがなかったのか伺ったわけです。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 住民生活課の精査漏れという形になっております。本来であれば年度末のこういった執行状況や収支見込み、そういったものを精査し適切な予算措置を講じる形に努めなければいけなかったというところがございます。今後はこのような形、ないような形で予算措置講じてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 私もそのように思います。繰入金の関係、ここで申し上げたのはほかでもいろいろ繰入金、一般会計では基金の繰出しになるわけですがけれども、財政調整基金を各会計に繰出し繰入れをした場合、ある程度財源に余裕出た場合は戻すという考えが予算編成の基礎的な考えとして持つべきではないのか。他会計においてもそういう姿が多々見えますので、質問させていただいたわけですがけれども、予算編成として注意していただきたい。村長あたり、いかがお考えでしょうか。最後に伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 佐野議員のおっしゃるとおりでございます。今後、きちんとした会計処理、そういうことを心がけて佐野議員からは他会計でも監査の立場からもそのようなことが見受けられるというお話もありましたので、そのことも各課それぞれきちんとした形でこれから会計処理していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。本当に申しわけございません。ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について）

て)

議長（高橋浩之君） 日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） おはようございます。

それでは、承認第3号別紙によりご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,271万5,000円としたものでございます。

専決日は令和7年3月28日でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目介護給付費負担金230万5,000円の減、交付決定による減額でございます。2項2目地域支援事業交付金（介護予防、日常生活支援事業）104万7,000円の増、交付決定による増額でございます。

7款1項5目低所得者保険料軽減繰入金13万8,000円の増、令和5年度分に係る追加交付分でございます。

次のページをお開き願います。

9款3項2目雑入16万8,000円の減、実績による減額でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款2項1目賦課徴収費20万円の減、3項1目認定調査等費15万円の減、見込みによる減額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から、次のページ、お開き願います。4項1目特定入所者介護サービス等費までは見込みによる増減並びに財源の入替えてございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費は財源の入替えでございます。

次のページをお開き願います。

3款3項1目総合相談事業費は財源の入替えで、3目任意事業費の20万円の減は在宅老人日常生活用具給付の減額でございます。4項1目審査支払手数料は見込みによる増額でございます。

7款1項1目予備費57万6,000円の増額については財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 6ページですけれども、地域支援事業交付金104万7,000円補正額になっておりますけれども、この詳細は何なのでしょう。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 歳出で地域支援事業という予防事業なんです、そちらの経費に対する国庫の補助金となります。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 増えた理由が何か、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 予防給付、いわゆる通所とかそういったものの予防給付、対象者増による事業費の増加ということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） すみません。その詳細というか増えた人数とか何かによってこのように100万円が増えたということの説明をいただきたいんですが。もう一度、お願いします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 予防給付、通所とか訪問ケアあるんですけども、当初予算の段階では予防のほうが約20人ほどの見込みで経過したものが、全体的に40名前後ということで当初予算計上しているんですが、3月審査段階で43名ということで人数が増えていて。中には回数的に増えた方もいらっしゃるということで、総体的に支出が増えたために変更申請により交付決定を受けたものでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度大衡村一般会計予算の補正について）

議長（高橋浩之君） 日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、承認第4号別紙でご説明申し上げますので、1ページをお開きいただきたいと思います。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳出予算の補正についての規定でございまして、補正の内容は事項別明細書でご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

4ページ、歳出でございまして。

9款1項2目事務局費76万1,000円の増につきましては、12節の委託料分で、こども園のスクールバス運行費の増額分でございます。

13款1項1目予備費を、こちらを減額することによりましてこれを調整したものでございます。

なお、専決日は令和7年4月1日でございます。

以上、ご報告申し上げます。承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。細川運一君。

8番（細川運一君） 専決処分に至った経緯については、全協において詳しく説明をいただいておりますけれども、契約の相手方から3月14日に見積書を徴収して、3月23日に全協という日程の中で、議会を招集することはできなかった理由について改めて本会議で説明を求めたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 最もの理由といたしましては、その開催をお願いするいとまが

なかったということが実際のところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 議決権というのは議会に与えられた大きな権利でございますし、専決処分というのは予算の執行の効率上、議会も委任している専決処分もございます。そのような中で、本会議で予算成立したその月内での専決処分でございますので、議会としては認めざるを得ない状況はございますけれども、あえて何か本会議で議員として発言をすべきだという趣旨で発言をさせていただいております。

財務規則、どうなっているか私ども分かりませんが、1 社随契を予定している契約方と予算額や債務負担行為の限度額を予算計上する際に、その契約の相手方から見積書を徴収するなり村の積算額について契約の相手方から質問を受けるなどの事前の契約手続というのは行えないのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ご指摘の点は全協等でもご説明、担当課からさせていただいたとおり、重々おわびをさせていただくところでございます。このような事態になってしましまして大変申しわけなく思っているところでございます。今後このようなことがないようにということで、身を引き締めて、気を引き締めてやってまいります。

今の手続上のことについては当然、担当課でそういった手順を踏んで進めているものと解釈しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 事前に参考見積もりというものを取っているかどうかという形については、今までも当然取っていなかったという経緯もありますけれども、参考見積もりは取っておりません。その中で、こちらの積算で積算、過去にもスクールバスの関係でこちらの積算でその範囲内で契約を行ったという経緯もありましたので、参考見積もり等は取っていないということでございます。以上でございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 今までの経緯として、バス運行業務については村で積算した予算額計上で今までの経緯としては業者の方と契約を結べる形で推移してきたと理解をいたします。今回、デマンドバスというのを急なデマンドバス、タクシーも影響しているいろいろなことが重なってやむを得ずこういう予算措置をしなければならなくなった経緯もありますし、担当課のご苦労というのも十分承知をいたしております。そのような中で、このような

ことはあってはならないことだと思いますので、村長から口頭注意や厳重注意などの、さらに職員の資質を高めるようなご発言というか措置があったものなのか。その辺について村長にお伺いをいたします。

議長（高橋浩之君） 村長

村長（小川ひろみ君） 本当にこのようなことがあったこと、重々細川議員の言うとおりでございます。今後とも身を引き締めて、今までがよかったからこれからも同じだということではなく今後も身を引き締めていかなければならない。そのようなことで考えているところでございます。この処分、様々なことにつきましては今鋭意経過を調査中でございまして、今回この議会が終わってから、今日も課長会議がありましたけれども、精査することになっているということでございます。本当に大変申しわけございませんでした。

議長（高橋浩之君） 細川議員。

8 番（細川運一君） 議長の議事進行に大変感謝申し上げます。

私は懲戒処分求めているわけではなんです。ただ、ひとつの行政執行上、そういう状況が起きたときに村長として担当課にこういう注意しましたということを職員にアナウンスする効果が私あると思うんです。そういう意味で、村長何かなさったのかということとただ聞いただけでございますので、職員の努力については私も重々承知しておりますので、これからの職員の資質向上のためにもそういうことがあったときにどういう対処をするとかいうのちゃんと決められてやられたほうが私はいいと思いますので、あえて発言をさせていただきましたので、その点、誤解ないようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 細川議員のただいまの質問に関連しての質問ですけれども、そのような経過、3 月定例会において議決のあった7 年度の予算、年度末に全協招集されまして、待ったなしの事業ですので契約に至ったと思うわけでありましてけれども、今日は本会議でありますので、専決処分をしてこの契約事務手続の状況といいますかどういう経緯、経過で契約に至ったか。その辺、本会議で一応質問求めたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 契約事務手続につきましては、専決予算が4 月1 日に専決予算を組んでおります。同日付、4 月1 日付で起業伺いと見積徴収通知を有限会社第一小荷

物に通知しております。その見積もり徴収結果が次の日、4月2日に結果が来ておりました。この金額については税抜きで204万円の金額ということで、設計額が税抜きで253万円でございましたので、契約締結に至ったということでございまして、契約締結日が4月3日になっているものでございます。業務期間、履行期間につきましては令和7年4月3日から令和8年3月31日の約1年間となっております。実際の運用開始日、4月3日からなんですけれども、実際の運用開始をしたのが令和7年4月9日から実際人を乗せて、幼児を乗せて運行を開始したという状況になっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうしますと子ども園、実際の園の運営には4月9日から運行ということで支障なかったと理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 4月3日からの履行期間ではありましたが、その前に対象者4名ほどおりますので、その対象者4名のルートを園の先生とあとは運転手等々で試走いたしまして、4月9日からその4名全員乗らない日もあるんですけれども、ほぼ3名4名乗っておりますが、9日から順調に運行を開始しているという状況でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 先ほど村長からも答弁ありましたけれども、改めて答弁は求めませんけれども、こういう予算あつての事業執行でありますので、職員一人一人が気を引き締めてぜひ予算執行、事業に当たっていただきたいという要望を申し上げて終わりたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。ここで休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第29号 令和7年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第29号、令和7年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、議案第29号を別紙でご説明申し上げますので、別紙の1ページをお開き願いたいと思います。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,212万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,212万3,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてで、第2表でご説明いたします。

それでは、4ページをお開きください。

4ページ、第2表地方債の補正についてでございます。

変更が1件でございます。緊急自然災害防止対策事業債につきまして、限度額を6,660万円から1,260万円を追加し7,920万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして、次に補正の内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、7ページをお開き願いたいと思います。

7ページの歳入からでございます。

16款2項1目総務費国庫補助金は、説明記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、定額減税調整交付金でございます。2目民生費国庫補助金は、就学前教育保育施設整備交付金で、おおひら万葉こども園の電気設備交換LED変圧器の交換に係る増額分で、補助率は2分の1となっているものでございます。

17款3項1目総務費県委託金は、10月1日実施の国勢調査、今年2月1日に実施した農林業センサスに係る委託料の増減分でございます。通知によるものでございます。

22款諸収入の雑入は説明記載の2件分、後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継

続事業、資格確認書を郵送する際の郵送料の分でございます。また、宮城県農業共済組合の旧宮城中央支所の財産処分に係る補助金の返還金を見込んでおります。

23款村債の1項4目農林水産業債については、国道4号拡幅に係る排水路整備のための測量設計分でございます。

8ページでございます。続きまして、歳出をご説明申し上げます。

2款1項1目一般管理費につきましては、説明記載の4項目分で、総務人件費は人事異動に係る給料、手当、共済費の減が主なものでございます。その他といたしまして、18節負担金補助及び交付金につきましては、行政区集会所維持管理補助金につきまして4月1日に改正いたしまして、補助率は3分の2で上限をこれまで150万円だったものを200万円にしたことによる増額分でございます。6目企画費の18節負担金補助及び交付金は、若者世帯定住促進補助金、三世帯同居等補助金分ございまして、昨年度まで都市建設課所管分であったものを今年度から企画財政課所管としたものでしたが、引継ぎの不備によりまして当初予算に計上しておらず、今回の計上とさせていただいたものでございます。おわびして計上させていただきます。

9ページをご覧ください。

2款1項9目無線放送施設費は10節需用費で、アンテナ及び取付金具等の消耗品費でございます。

2項2目賦課徴収費は、歳入でもご説明いたしました定額減税調整給付金事業に係る担当職員の時間外、通知や振込みに係る郵便料、振込手数料分の役務費のほか、18節負担金補助及び交付金が実際の給付金分となっております。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、人事異動に係る職員の手当の増でございます。

10ページをお開き願います。

5項2目指定統計調査費は本年10月1日実施の国勢調査の増と、2月1日実施済みの農林業センサス事後事務に係る分の減、トータルとして報酬、需用費、役務費の増額となるものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費は、異動に伴う職員手当の増でございます。3目老人福祉費は記載のとおり、27節の後期会計への繰出金、先ほど申し上げました資格確認書の暫定運用継続に係る分で、資格確認書発送のための郵送料分でございます。

11ページをご覧ください。

2項5目児童保育費は、18節負担金及び交付金につきまして記載のとおり、これも歳入でご説明しました就学前教育保育施設整備交付金で、おおひら万葉こども園の電気設備交換分の増額分で、国2分の1、さらにこれに村4分の1の補助となっているものがございます。

4款1項2目母子保健費は、当初備品として購入予定でありました聴覚検査機器、インピーダンスオージオメーターにつきましてリース契約に見直したことによります備品購入費の減、使用料及び賃借料、物品借り上げ料の増となるものがございます。3目予防費は带状疱疹ワクチン定期接種分が12節の委託料、任意接種分の19節扶助費となっております。4目環境衛生費は人事異動に伴う職員手当の増額、職員の作業服等の購入のための消耗品費となっております。

12ページでございます。

5款1項3目農業振興費の14節工事請負費は、万葉・おおひら館の区画線設置工事分、5目の農地費の12節委託料は国道4号拡幅関連の排水路整備に係る実施設計費でございます。

7款4項2目公園費の14節工事請負費につきましては、万葉クリエートパーク駐車場の区画線設置工事分でございます。3目下水道費は職員手当の下水道会計への補助分でございます。

9款2項1目小学校の学校管理費につきましては10節需用費の増額で修繕料、小学校体育館のカーテンレール、校舎の家庭科室の電源コード、校舎のトップライトの雨漏り修繕等に係る修繕費の増でございます。

13ページでございます。

2目教育振興費、小学校の教育振興費でございますが、18節負担金及び交付金は宮城県国際化協会の負担金額改定による増によるものがございます。

3項2目中学校の教育振興費の部分につきましては、11節の役務費につきましては手数料分で、事業目的公衆通信保証金の追加分でございます。

4項1目社会教育総務費の主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で、村指定文化財であります須岐神社の修繕工事に係る補助金の支出でございまして、補助率3分の1でございます。2目公民館費は職員手当分でございます。

14ページでございます。

5目万葉研修センター管理費につきましては、防火管理講習の受講負担金、18節分で

ございます。

5 項 1 目保健体育総務費の10節需用費は、異動職員のスポーツウェア購入の消耗品で
ございます。

最後に13款 1 項 1 目予備費につきましては、財源調整分でございます。

15ページ以降は給与費明細書でございますので、後ほどお目通しをいただきご確認を
賜われればと思います。以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

11番（佐々木金彌君） 確認というかお伺いしたいのは、企画で今回1,500万円、今課長説明
あったんですけれども、これはどこの課にも属さなかったということなんですか。予算
取らなかったという意味なんですか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） これはご説明も申し上げましたとおり、これまで住宅開発等も
進めておりました都市建設課で所管としてやっておりまして、そういった企画財政課は
移住定住の対策もやっているということで、一本化してはどうかというご意見を常任委
員会等で提言を頂いていたところでございまして、この4月から企画財政課で担当する
ということとしたところでありましたが、連携のミスがありまして、4月当初での計上
を失念いたしまして、この6月に計上するに至ったところでございます。大変申しわけ
ありません。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

11番（佐々木金彌君） そうすると、ほかの課からの予算的な措置は削って出していたけれど
も、実際出すほうは計上しなかったと考えていいわけですか。別のほうに予算組んでい
たという意味かどうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ということで、今年度から企画財政課に移ったということで、
もともとの都市建設課では計上しておりませんでした。ですので、全くない状態で、両
方はないということで、今回改めて計上させていただくということでございます。重ね
ておわび申し上げます。

議長（高橋浩之君） 次に。文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 私もそれ聞きたかったんですけれども、忘れていたというのではどうに
もならないわけなんですけれども、どちらが忘れたかまず聞きたいと思います、ひとつ。

それからもう1つ、一般管理費の中で職員給料が1,300万円減額になっているんですけれども、これは何か人事異動という話あったんですけれども、そのほかの項目では人事異動でほとんど増えているんです。ここの一般管理費の中でのこの減額された理由、詳細にお聞きしたいと思います。1,300万円というとな相当な金ですので、何があったのかと私思ったのでお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、12ページなんですけれども、農地費の中で1,265万円、事務業務委託料ということで排水路の整備の設計ということであったんですけれども、その事業の内容とそれからその事業の完成、いつごろになるのか。それをお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君）　まずは企画財政課。

企画財政課長（渡邊　愛君）　お答えをいたします。どちらが問題なのかということでありましたら、4月1日から引き受けるということでありましたので、企画財政課のミスということであるかと思えます。いずれにしても連携がうまくできていない、引継ぎがきちんとできていないということでありましたので、重ねて重ねておわび申し上げます。

議長（高橋浩之君）　総務課長。

総務課長（後藤広之君）　一般管理費の給与の関係でございますが、当初予算で昨年の11月現在での職員数で予算計上しておりまして、減となった理由といたしましては、新任職員の分1名の分と、総務課の職員1名減になっておりますので、その分で予算減となった次第でございます。

議長（高橋浩之君）　産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君）　国道4号関係の排水路整備につきましては、まず内容につきましては河原交差点の北側の排水路340メートル、今現在土側溝のものを川まで埋川まで整備するものでございます。こちらにつきましては、令和元年度に基礎調査を国道4号の拡幅に絡んだもので実施していた内容の一部となっております、今回実施設計ということで詳細な設計を組むものでございます。工事費等につきましては、設計内容を管理しまして9月補正対応させていただきたいと思ひまして、事業完了につきましては緊事債令和7年度で一度終了となりますので、7年度中の工事完了を目指して事業を進めるものでございます。よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君）　文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　ありがとうございます。

連携ミスでこうなって、重ねておわび申し上げますというお話なんですけれども、そう言われるとこちらは何も言えないわけなんですけれども、私は議員になってからこのように何回もおわび申し上げますという言葉を書くの本当に初めてなんです。さっきも話あったんですけれども、以前であつたらこんなことなかったというお話をされておつたんです、みんなで。ですから、私前にも申し上げましたけれども、住民の福祉向上のために一生懸命働いているということはこれは認めますけれども、その中で緊張感というのがなければだめなのかと私いつも思っております。ですので、我々素人がこういうことでミスをするというのはこれはしようがないと思うんだけれども、職員の皆さんはほとんどプロなんですからプロの中でこうしたミスをいつも議会を開くたびにそういうミスが出てくるようでは、これは少し考えなければならぬのかと思うんです。ですから、もう少し頑張っていたきたい。頑張っているのは分かりますけれども、もう少し頑張ってもらいたいと思います。

それから、一般管理費の中で1,300万円、新人が入ってきたからだと思いましたがけれども、そうするともっと給料の高い人たちが辞めていったのかと私なりに思ったんですけれども、その辺はどうなのか。お聞きしたいと思います。

それから、水路の関係、本当に頑張っていたいて令和7年の完了を目指しているということです、この辺についても頑張っていてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（高橋浩之君）　まずは総務課長、職員の関係で。

総務課長（後藤広之君）　職員の関係、説明不足だったかもしれないんですが、昨年11月1日現在での職員数の状況で予算計上しておりまして、プラスして見込みで4月採用予定の新任職員分ということで予算計上、当初予算でさせていただきました。4月1日現在、5名で計上していたものが実質4名ということで1名減で採用になっているというところ、総務課の職員の部分で人事異動で1名分減になっておりますので、その分で予算が減になったということでございます。

議長（高橋浩之君）　次に、産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君）　お話しあったとおり、工事期間非常に短いものとなっておりますけれども、我々でも予算をお認めいただきましたら早速委託料使いまして、実施設計発注します。その後、地元の方々に説明をして了解をいただきまして年度内完了を目指していきますので、よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 辞めた人はいなかったんですか。辞めた人いたんですかと聞いたんですが、一般管理費の中なんですけれども。辞めた人いたのかと思って1,300万円も減るんですから、そして、予定していた人数にならなかったということは採用する人が足りなかったのか。もともと足りなかったのか。そして、1,300万円も減るということは私はどうも納得いかないんです。誰か辞めたのかと思ったんです。その辺、何もなかったものですか。これはあるところのことなんですけれども、上司のパワハラがひどくて辞めた人間がうんと出てきたという話が私たち議員の中全員に投書をされたんですけれども、その中で一番気になったのは私としては気になったのは大衡村の役場内において役場職員に対してもパワハラ行為をしているということなんです。私、ここうんと気になったんです。職員に恐怖を与えているとそういう投書があったんです。ですから、そういうパワハラの関係で辞めていったのかと私思ったんです。この1,300万円の数字を見たときに、この件については議会としてはまだ何も結論も何も出てはいないんですけれども、でも、職員に対してもパワハラをされるということになると私たちは黙認するわけにいかないんです。この件については、そういうところというのは村長ご存じだと思うんですけれども、そういうことがあったということは私も1回お話ししていますよね。ですから、その辺についてももし返答できるなら返答して、できなければできなくても結構なんですけれども、できないならできなくても結構。ただ、そういう投書が来ているということで私気になったものですから、この1,300万円を見たときに辞めた人もその中に入っているのかと思ったんですから聞いたわけなんですけれども、その辺、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） まず、総務課長に職員給料の1,300万円減に関する答弁を求めます。

総務課長（後藤広之君） 何度も同じ説明で恐縮なんですけれども、今回職員が辞めたということに伴う人件費の減ではないということは、まず申し上げさせていただきます。金額の内訳的には昨年11月1日現在で所属している、プラス4月1日採用の部分の職員、新任職員を見越した形で当初予算計上させていただいておりまして、4月1日に現在人事異動で総務課1名減になっているということでまず落ちるという部分と、5名予定した職員のうち1名が早期に入庁したということがございまして、その分でその職員分1名分減にしたということで、その差の部分で1,300万円下がったということでご理解いただければと思います。職員が辞めた分で減にしているという予算計上ではないというこ

とでご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 村長、答弁できるのであれば。村長。

村長（小川ひろみ君） いろいろとお話をいただきました。再発防止、今回計上漏れとかそういうことがありましたので、こちら職員一人一人自分の係がありますので、4月人事異動があったからこれが漏れたとかそういうことでは理由にも何にもなりませんので、今後も気を引き締めて一人一人仕事に邁進していくように、私もこれから注意喚起しながらやっていきたいと思っているところでございます。また、投書とか人件費とかパワハラで辞めたとかそういう点については今ここで述べることは別なことだと思いますので、その件についてはお答えすることはございません。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 定住促進の補助金について伺います。佐々木議員、文屋議員から質問あったんですけれども、今回新たに1,500万円の追加ということで、担当課が変わって当初予算に7年度当初予算に予算計上なかったということですので、金額も大きいわけですので、1,500万円計上したその内訳、内容について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 内訳についてでございますが、大衡村若者世帯定住促進補助金につきましては今年度から100万円であったものを50万円、2分の1に減額しておりますが、50万円を25件分ということで1,250万円。そのほか、三世代同居等の補助金につきましては、これは金額変わらず100万円であります、100万円とあと村内の業者を利用した場合50万円追加でありますので150万円、100万円と150万円で250万円ということで、先ほどの若者世帯の1,250万円と三世代同居の250万円合わせまして1,500万円としたものでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 7年度、6年度、前年度でも多分同じぐらいの予算計上だったのかと当初予算見ますとその分予算科目が変更になって廃目処理していますけれども、多分前年も1,500万の計上になっていたのかと思うんですけれども、6年度分についてどの程度その実績が上がってきているものか。今回、同じような金額でまた補正予算ということだったと思うんですけれども、その辺については7年度分については見通しというのは補助の内容、金額も変更になりましたけれども、あるものかどうか。見通しはどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 昨年度、6年度の実績につきましては先ほどから申し上げておりますとおり、都市建設課所管分でありますけれども、件数につきまして若者世帯の部分が19件、三世代の分が2件ということで、計21件1,800万円という金額と実績になってございます。都市建設課から引き継いだということでありまして、今後の住宅の開発状況とそこに住む方々の見通し等も打合せ、お金の計上は忘れたんですが、そういった部分での打合せはしておりまして、今回の若者が25件と三世代が2件という計上とさせていただいたところでございます。こちらが見通しということで、予測で上げさせていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 了解しました。確認したいんですけれども、定住移住関係の補助制度、大分前から補助金交付しているんですけれども、内容的に一部あと途中で変わってきていますけれども現在の若者世帯、あるいは三世代のこの制度の補助制度の期間、たしかいつまでというのがありましたよね。その辺、改めて再確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） まず期間につきましては、都市建設課から企画財政課に、何回も申し上げましたとおり、移るということで両方で協議した結果、まず今回若者世帯のほうは100万円から50万円に2分の1に減額したという制度改正いたしました。まずは今年度1年度を期限とさせていただいて、今年度内の状況等を把握した上で次年度以降を検討したいと考えているところでございますので、期間としては今年度中ということでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 3点、確認したいと思います。1つは人件費の関係ですけれども、人事異動に伴うという説明ありましたが、例えば9ページの戸籍住民基本台帳費、その他手当で160万円追加、職員手当していますが、2節の給料は間に合うのか。人事異動に伴って職員手当これだけその他手当追加しているわけですが、給料は間に合うのか。ほかにも環境衛生費も同じように期末手当、勤勉手当やら追加あるんですが、給料は間に合うのか。

その点と、2点目は国勢調査統計調査費国勢調査は今年度は当然分かっていたわけですが、統計調査員の報酬やら44万5,000円、これは当初予算漏れた分なんですか。

この統計調査に要する経費が２点目。

それから文屋議員からも質問ありました針地区の水路の関係ですけれども、起債単独事業ですよ。それを新年度この６月時期になぜ計上を図らなければならないのか。当初予算で計画できなかったのか。以上の３点、質問します。

議長（高橋浩之君）　まずは人件費絡み、企画財政課。

企画財政課長（渡邊　愛君）　まず前提として企画財政課からご説明させていただきたいと思っています。人件費につきましては、人事異動に伴いまして各課各部署、お金の移動はございます。今回の補正予算の編成に当たりまして、現在の額を見まして次の９月の補正の部分までに間に合う部分については今回計上を見送らせていただいております、９月まで間に合わない部分についてのみ今回６月補正ということで計上させていただいたところでございます。ですから、このようなばらつきといいますか今ご指摘のような事態になっているところでございます。

議長（高橋浩之君）　国勢調査に関しては。

企画財政課長（渡邊　愛君）　国勢調査についてでございますが、こちらは当初、例年の過去の５年前、１０年前等の予算を参考にいたしまして歳入歳出ともに計上していたところでございますが、今回県から正式に事務費の金額が通知されたところによりまして、歳入の増額、歳出についても増額ということで確定、１０月１日の実施に当たっての数字ということで改めて増額をさせていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君）　次に、水路関係について。産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君）　お話のありました当初予算に組み込めなかったのかという話になりますけれども、今回、この事業につきましては緊自債を事業に充て込むという計画で進めておりました。緊自債につきましては、新規事業につきましては当該年度４月以降に計画協議をするということになっておりまして、実際に計画協議を４月以降進めまして、農水省から計画承認下りましたので、今回６月で補正させていただいたというようになっております。よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君）　佐野英俊君。

５番（佐野英俊君）　人件費は９月補正で、それまで不足する分を今回補正追加したという理解しました。

国勢調査は統計調査員の報酬、改正というか裏で決めておったのか。いろいろ委員報酬改正やらありましたですか。たしかあったと思うんですけれども、その関係での４０万

5,000円。事務経費等は県の関係、理解しましたけれども、44万5,000円という金額、全額なのかあるいは増額になった分なのか、その辺、改めて質問したいと思います。

針地区の水路、そういう事情、起債絡みというその計画が当該年度において協議に入った。それで内諾を得たゆえに計上という理解でいいのか、改めてその点確認します。

議長（高橋浩之君） それではまず国勢調査費統計調査に関して、企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 国勢調査の調査員の報酬につきましては、村の報酬等とは別なものでございまして、国の基準に基づいて交付されるものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、今回の県からの通知によりまして額がまず確定したということで、今回増額をさせていただいたものでございます。ですので、報酬についても当初見込んだよりも来ているということで、当初の積算がどうだったかという問題はもちろんありますけれども、正確な数字が県からようやくこのたび来たということで、補正として計上させていただいたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 水路関係について、産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） 議員おっしゃるとおり、計画承認したことによりまして事業化という扱いでの6月補正でございます。よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 了解しました。参考に国勢調査員の今回の調査、この報酬、単価というか幾らになっているんですか。参考に最後に伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 正確なところはまた割り戻しとなりますけれども、おおよそ1調査区当たり、1人の調査員で2調査区などをやっていただくところがありますけれども、1調査区当たり3万7,000円程度の報酬になる見込みでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 質問の前にお聞きしたいんですけれども、我々一般質問でいろいろお聞きするわけなんですけれども、執行部側の答えが質問に対して十分でないといわれ3回しか質問できないルールなものですから、どうしても聞き直しをすると完全に理解をできないままに終わってしまうということがございますので、できれば聞いたことについては皆さんプロでございますから我々議員が結果的には理解できるような形でお答えをしていただきたいというお願いでございます。

それでは質問なんですけれども、9ページです。定額減税調整交付金というのが615

万1,000円ほどございますけれども、定額減税は昨年3月で終わって、それ終わっているのかと思っていましたけれども、この615万1,000円というのはどのような形で来ているのか。それで、これは交付をするのかどうか。その辺、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 昨年度実施されました定額減税の調整給付でございますが、6年の推計値ということで所得額の推計値、5年の所得額を用いて計算をしております。その結果、今回改めて6年の所得額を反映させて、再度計算をさせることによって扶養の増加、あるいは所得の関係で増減が生じて実際の所得税額、それから住民税額に変更が生じた方に対して不足分を給付するということでございます。これにつきましては、ベンダーの推計値を基に予算を計上させていただいておりまして、金額が所得税分が3万円、住民税から1万円の給付額ということで、それぞれ合わせますと4万円になります。その4万円に対しまして予定しております人数ですが、150件分ということで試算をしているところでございます。なお、こちらにつきましても国からの算定ツールがまだ届いていない状況での試算値ですので、今後変更が見込まれるものと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 分かりました。非常に今年定額減税分で再度精算をして支払うということで、とりあえず試算暫定で組んでいるということによろしいんですね。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） そのとおりでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、山本信悟君。

1番（山本信悟君） 私は12ページで工事請負費、農業振興費、あと公園費ということで160万円と144万円ということで計上されております。これについてはクリエートパークの白線、あとおおひら館の白線ということで認識はするわけであります。この部分について各課聞くと当初予算で載せてはいたが、査定のラインに乗らなかったということを聞きました。なぜ当初予算に載せたけれども今この補正で来るのかと不思議だと私思っているんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） それは、まずは農業振興費で産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） 当初予算につきましては、工事費に見合います財源というものを我々で見出すことができていなかったということで、完全な一般財源だったということもありましてそういったことになりましたけれども、今回、ゴーゴーラリーを前

身にしますスマイルラリー2025というイベントが11月2日から3日に行われます。結構大きなイベントで、2024も実施されているものです。こちらを誘致をするに当たりまして車がメインのイベントになりますので、そちらの誘致をするに当たって区画線がしっかりと引かれているという状況、安全対策がしっかりとしているところでない誘致ができないという状況もありまして、今回、改めて誘致をするということでラインを引いて、しっかりと安全対策を講じた状況での誘致をするということでの6月補正とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） 次に、公園費に絡む関係で都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 理由については産業振興課鈴木補佐からの説明で全て同じになるんですが、常任委員会的时候に当初予算のときというお話もさせていただいた時点では当初予算を計上した時点でそういったイベント等の予定だとか誘致等、あと今産業振興課長補佐から話のあったゴーゴーラリーの継続事業のほかに、その他でもまちづくりセンター、指定管理側でもいろいろ駐車場を使ったイベントの問合せ等が多いということもありまして、そういった安全対策も兼ねて今回区画線の設置を要求をさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） ゴーゴーラリーということで、何年か前にも唐沢さんが来てちょっと前の新聞にも載っていた経過あって、それは理解するわけであります。当初から私各村の施設の駐車場を見てももちろん不特定多数の方々が入るわけであります。大衡中学校の公園、村民グラウンド、西部球場だったりということで、ほぼ白線がないという部分もあります。最初におおひら館前、パーククリエートパークのラインは本当に必要不可欠な部分でよかったと思っております。全体を見回すと白線がない部分がありますので、その辺もこの補正には関係するかしらないか分からないですけども、必要な部分、皆さんで確認して来て一般客も楽に止められる部分にしてほしいと再度お願いして、終わりたいと思います。

議長（高橋浩之君） それでは、まず産業振興課長補佐。

産業振興課長補佐（鈴木智義君） 議員おっしゃるとおり、区画線につきましては非常に安全対策として大事なものであるということは認識しておりますので、今後もそういった施設関係、我々も点検をさせていただきまして適正な予算計上をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 同様の答えになるかと思いますが、年次的に一気に全部できるわけではないと思いますので、全施設確認した上で工事等を考えていきたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。

再開を午後 1 時といたします。

午前 11 時 55 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11 議案第 30 号 令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第 11、議案第 30 号、令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第 30 号別紙でご説明申し上げますので、1 ページをお願いいたします。

令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,703 万 3,000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをお願いい

たします。

歳入でございます。3款1項1目保険給付費等交付金3万3,000円の増。社会保障税番号システム整備費等補助金で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報経費に対する補助金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3万5,000円の増。印刷製本費とコピーカウンター料の増額で、歳入でご説明申し上げました県補助金の充当経費分でマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報経費でございます。

4款2項1目特定健康診査等事業費4,000円の増。会計年度任用職員の報酬に係る補正で、担当職員の職種変更による時給単価上昇分でございます。

8款1項1目予備費6,000円の減額は、財源調整でございます。

次ページ以降は給与費明細書でございますので、ご覧いただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第31号 令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第31号、令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第31号別紙でご説明申し上げますので、1ページをお願いいたします。

令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,045万円とするものがございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項1目事務費繰入金45万円の増。郵便料相当額の繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費45万円の増。郵便料の増額で、資格確認書の交付に係る暫定運用継続に伴う増額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 歳出において郵便料値上げ分45万円、昨年の10月から郵便料金改正になったわけですが、各会計午前の質問にも関連するんですけれども、6月この時期に45万円の追加せざるを得ないんだと思いますけれども、その辺、どういう当初で不足計上だったのか。それ1点と、一般財源からの繰入れ財源ですよね。この辺、配当されている予算見れば予備費も45万円やりくりできなかったのかと予備費からの組替えです。会計内におけるその2点、確認の意味で伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 郵便料につきましては、後期高齢会計には当初予算計上しておりませんでした。補助対象の事業等につきましては、各事業の予算に郵便料を置く形になっておりますが、補助対象以外の郵便料分につきましては総務課で一括して郵便料を計上しておりましたので、当初予算には後期高齢のほうは計上していなかったというものでございます。この45万円の内容につきましては、暫定運用、後期高齢者の暫定運用の継続事業ということでマイナ保険証を持っていない方に交付しております資格確認書、こちらにつきましては後期高齢者の方については、マイナ保険証の保有状況に関わらず全ての方に交付するという暫定的な運用を今年の7月まで運用しております。この暫定運用が来年8月まで継続されるということを受けまして、当初予算で資格確認書ではなくマイナ保険証を保有する方につきましては資格情報のお知らせということで、普通郵便でこの資格情報のお知らせを郵送する予定としておりましたが、今回、資格確認

書を送るということになりまして、簡易書留で郵送するということでこの差額分につきまして、後期高齢の広域連合から歳入が見込まれるということでこの部分、先ほど一般会計で雑入でお認めいただいておりますが、この歳入部分を計上しておりました。今回、この45万円分につきましてはその差額分のみならず、令和7年度に郵送する予定の8月の年次更新される方全ての方、それから来年3月までに年齢到達によって新規取得される方、この方たちに係る資格確認書の郵送料45万円ということで計上をしているものがございます。

繰入金のところにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、一般会計で後期高齢のほうから雑入で歳入が見込まれるということで、その部分を事務費の繰入れで45万円繰入れを行うというものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） マイナンバーカード絡みでの郵送必要、簡易書留での郵送が必要になってその差額分。ただ、説明の中で総務費のほうで郵送料は見て、ほかの分は見てきたということであれば総務費のほうにその簡易書留に要する分も合わせて歳出処理できなかったんですか。何か、総務費で郵送料を置いたということであれば、広域連合から雑入で入ってくる。最終的に入ってくるということで、一般会計で予算計上しているという説明ですけれども、この会計での諸収入処理は会計処理上は難しいのか。あくまでも一般会計の雑入処理が必要だったのか。その辺、再度伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 一般会計での郵送料というところにつきましては、概算で総務管理で計上しておりますので、この簡易書留分という部分について計上、特別その分、特別枠として計上しているものではございません。

雑入の取扱に関しましても、ほかの富谷、大郷、大和にも確認しまして、雑入で受け入れるという取扱をしているということでしたので、大衡村においても今回諸収入、雑入で計上したということでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） そうすると、あくまでも一般会計の雑入処理をしなければならなかったという理解でよいのかという点と、何か郵送料、一般郵送料については総務費でという、今回はこの後期高齢会計のほうでという、これはこちら、通常の郵送料は総務費、その辺、制度的にもそうなってくるのか分かりませんが、会計の一本化というかそれ

考えると後期高齢に要する経費であれば総務費ではなくこちらに当初から普通の郵送料も置く必要があるのではないかという疑問も持ちましたが、最後にその辺、伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 後期会計の予算の置き方につきましては制度的なもので、今回の雑入という予算の置き方の項目がなかったというものもありますので、一般会計での雑入の受入れというところで処理をしたところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第32号 令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第32号、令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは、議案第32号別紙にてご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

第1条は総則で、令和7年度大衡村下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条が収益的収入及び支出で、令和7年度大衡村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず収入につきましては、収入支出とも既決予定額3億6,000万円に対しまして、収入支出とも36万2,000円を増額し、収入支出ともに3億6,036万2,000円とするものでございます。

説明につきましては予算に関する説明書の3ページをお開きください。

収入からになります。1款2項3目他会計補助金36万2,000円につきましては、一般会計からの補助金となります。

続きまして、支出につきましては1款1項1目管渠費の2節手当36万2,000円につきましては、4月の人事異動及び新規配属者2名分の通勤手当に充当するものでございます。

次ページ、給与費明細書につきましては後ほどご覧いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 3ページ、支出ですけれども、36万2,000円。これは一般会計の補正でも申し上げましたけれども、人事異動に伴う追加ということですから、給料も不足する分があるのか。それで、配当予算で今のところ間に合うから次の補正辺りまでという考え方なのか。その点だけ確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） おっしゃるとおり、午前中の一般会計と同じように完全に不足する部分のみの補正をさせていただいているものでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 報告第1号 専決処分の報告について

〔大衡村税条例の一部を改正する条例について〕

議長（高橋浩之君） 日程第14、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書17ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。大衡村税条例の一部を改正する条例について、地方税法及

び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、大衡村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、専決処分日は令和7年3月31日でございます。

改正内容につきましては、報告第1号別紙にてご説明申し上げますので、19ページをお願いいたします。

第18条の公示送達、第18条の3の納税証明事項の規定につきましては、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、インターネットでの閲覧ができる措置を取ることに規定を加えたことによる改正でございます。

次のページをお願いいたします。第34条の2の所得控除の規定から、ページ飛びまして23ページの第36条の3の3の個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定までの改正につきましては、特定扶養親族特別控除の創設に伴う改正と番号法の改正に伴う項ずれを改めるものであります。

24ページをお願いいたします。第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出の規定につきましては、番号法の改正に伴う項ずれを改めるものでございます。

第82条の種別割の税率の規定と、次のページをお願いいたします、第89条の種別割の減免規定につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しによる改正のほか、番号法の改正による項ずれを改めるものであります。

26ページをお願いします。第90条身体障害者等に対する種別割の減免の規定でございますが、道路交通法の改正に伴い減免申請時の運転免許証の提示義務に係る整備を行うもので、マイナ免許証の運用開始により免許情報記録個人番号カードの提示を加えるものでございます。

28ページをお願いいたします。第139条の3特別土地保有税の減免につきましては、番号法の改正に伴う項ずれを改めるものであります。

附則の改正になりますが、法改正に伴う条項のずれ、規定の削除と新設として特定マンションに係る特例についてと、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例が加わるものでございます。

38ページをお願いいたします。本改正の附則といたしまして、第1条の施行期日につきましては令和7年4月1日からの施行とするものですが、第1号から次のページの第

3号の改正規定につきましては、それぞれ記載の施行期日とするものであります。第2条につきましては公示送達に関する経過措置、第3条は村民税、次のページをお願いします、第4条は固定資産税、第5条は軽自動車税、第6条は村たばこ税に関する経過措置についての定めでございます。

税条例の一部を改正する条例の内容説明につきましては以上でございますので、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第15 報告第2号 専決処分の報告について

〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕

議長（高橋浩之君） 日程第15、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書41ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、専決処分日は令和7年3月31日でございます。

改正内容につきましては、報告第2号別紙にてご説明申し上げますので43ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、課税限度額の見直しと低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しであります。

第2条の課税額、第23条の国民健康保険税の減額の規定におきましては、基礎課税額は65万円から1万円増額の66万円、後期高齢者支援金等課税額は24万円から2万円増額の26万円、介護納付金課税額につきましては17万円のままとりまして、課税限度額の合計は3万円増額の109万円となるものであります。

次のページをお願いいたします。軽減判定所得につきましては、第23条第1項第2号の5割軽減の判定所得を29万5,000円から1万円増額の30万5,000円に、次のページの第3号の2割軽減の判定所得を54万5,000円から1万5,000円増額の56万円とするものであります。

46ページをお願いいたします。附則といたしまして、施行期日は令和7年4月1日からの施行とするもので、適用区分は令和6年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によるものとするものでございます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明につきましては、以上でございますのでご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第16 報告第3号 令和6年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（高橋浩之君） 日程第16、報告第3号、令和6年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、ご報告をさせていただきますので、報告第3号令和6年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、報告第3号別紙でご説明いたします。48ページでございます。

5件ほどございます。

まず、1件目でございます。商工振興総務費、食料品等価格高騰支援のひら麻呂商品券に関わるもので、繰越額が346万5,000円で、財源は国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補助率100%でございます。

2件目、海老沢持足線の改良舗装事業につきましては、繰越額が1,597万8,000円となっております。財源といたしましては国庫補助金748万9,000円は社会資本整備総合交付金で補助率50%、地方債の740万円につきましては防災減災国土強靱化緊急対策事業債、充当率100%でございまして、そのほか一般財源でございます。

3件目は橋梁維持補修事業で、繰越額が2,600万円で長原橋の橋梁維持補修事業に関わるもので、財源といたしましては国庫補助金の1,100万円につきましては道路交通安

全施設等整備事業費補助金で、補助率55%、地方債につきましては810万円は公共事業等債、充当率90%、そのほか一般財源でございます。

4件目につきましては、都市計画総務費で繰越額が746万9,000円でございます。こちらは河原座府地区の地区計画策定業務並びに都市計画マスタープランの更新業務分で、財源は一般財源でございます。

最後、5件目につきましては災害対策総務費で、19万1,000円の繰越額で、こちらは危険ブロック塀等除去事業分でございます。財源の国庫補助金9万5,000円につきましては住宅建築物安全ストック形成事業補助金で補助率50%となっておりまして、そのほか一般財源となっております。

以上、5件につきましてはご報告させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君）以上で報告を終わります。

日程第17 報告第4号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算繰越計算書について

議長（高橋浩之君） 日程第17、報告第4号、令和6年度大衡村下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 報告第4号、令和6年度大衡村下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書50ページ、報告第4号別紙にてご説明をさせていただきます。

1款1項営業費目の計画策定事業としまして848万1,000円を繰越したものでございます。

内容につきましては、公共下水道に係る効率的な事業実施のための計画策定業務の汚水分としての内容となっております。財源の内訳としましては、社会資本総合整備交付金424万円、補助率50%でございます。

1件前の報告事項にもありました座府河原地区の地区計画策定に伴う見直しに伴う下水道事業での計画の見直しの事業となりますので、こちらも同様、繰越しをさせていただいているものでございます。

報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定により配付しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回大衡村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時31分 閉 会